

# はしがき

本書は、憲法・行政法をこれから学ぼうとしている方や基本を復習したい方のために、21事例をマンガで紹介しながら、重要な論点を理解できるようにしたものです。

憲法は、我が国の基本法であり、行政法は、警察法・警察官職務執行法を始め、警察官の職務執行に深く関わる法律です。憲法の人権に関する理念を理解し、行政法は適正に運用できることが求められます。

そこで本書は、警察官が憲法・行政法を学ぶ上で押さえておきたい事例や昇任試験で繰り返し問われるテーマ、警察実務に必要な論点等から21項目を厳選し、それぞれ「事例(マンガ) → 解説 → 答案例」の流れで各項目を理解することができるようになっています。

本書を憲法・行政法の基礎固めにご活用いただき、日々の職務執行や昇任試験対策の一助となれば幸いです。

ご好評いただいております『TOPのマンガで学ぶ刑法』(令和3年6月発行)も、併せてご活用ください。

令和4年7月  
株式会社 教育システム  
代表取締役社長 松崎 基子

# Contents

|                  |     |
|------------------|-----|
| 本書の構成と使い方        | 004 |
| <b>憲 法</b>       |     |
| <b>基本的人権総論</b>   |     |
| 1. 人権の享有主体       | 008 |
| <b>包括的人権</b>     |     |
| 2. 肖像権           | 016 |
| <b>精神的自由権</b>    |     |
| 3. 信教の自由         | 022 |
| 4. 報道の自由・取材の自由   | 030 |
| 5. 通信の秘密         | 038 |
| <b>人身の自由</b>     |     |
| 6. 令状主義とその例外     | 044 |
| 7. 黙秘権           | 052 |
| <b>経済的自由権</b>    |     |
| 8. 居住・移転の自由      | 060 |
| <b>憲法に関する用語</b>  | 066 |
| <b>行政法</b>       |     |
| <b>公務員法</b>      |     |
| 9. 地方公務員の服務      | 068 |
| <b>警察法</b>       |     |
| 10. 都道府県警察相互間の関係 | 076 |
| <b>警察官職務執行法</b>  |     |
| 11. 職務質問及び任意同行   | 084 |
| 12. 所持品検査        | 092 |
| 13. 凶器捜検         | 100 |
| 14. 自動車検問        | 108 |
| 15. 保 護          | 116 |
| 16. 避難等の措置       | 124 |
| 17. 犯罪の予防・制止     | 132 |
| 18. 危険時の立入り      | 140 |
| 19. 公開の場所への立入り   | 148 |
| 20. 武器の使用        | 156 |
| <b>行政救済法</b>     |     |
| 21. 国家賠償         | 166 |
| <b>行政法に関する用語</b> | 174 |
| <b>索 引</b>       | 176 |





## 信教の自由

### 関連条文

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する(憲法20条1項前段)。  
何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない(憲法20条2項)。

### 意義

- ① 自己の信じる宗教を信仰し実践すること等について国家権力に干渉されないことをいいます。
- ② 宗教とは、超自然的・超人間の本質(神、仏、霊等)の存在を確信し、畏敬崇拝する心情と行為を広くいいます。

### 内容

#### ① 信仰の自由

特定の宗教を信仰し、又は信仰しないこと等について個人が任意に決定できる自由をいいます。

① 宗教を信仰する自由、② 宗教を信仰しない自由、③ 信仰する宗教を選択する自由が含まれます。

#### ② 宗教的行為の自由

信仰に基づいて、礼拝、祈禱<sup>とつ</sup>、布教を始め、宗教上の祝典、儀式、行事等を任意に行う自由をいいます。

① 宗教的行為をする自由、② 宗教的行為をしない自由、③ 宗教的行為への参加を強制されない自由が含まれます。

### このコマに注目!



甲が言う「様々な宗教行為」は、宗教的行為の自由として保障され得る。

### ③ 宗教的結社の自由 ▶P.066

特定の信仰を有する者が宗教上の目的を達成するため団体を結成する自由をいいます。

① 結社する自由、② 結社しない自由、③ 加入・脱退する自由、④ 加入・脱退しない自由が含まれます。

### ① 内心にとどまる場合

内心における信仰の自由は、絶対的に保障されます。これは、個人の内心の領域にとどまり、▶P.066他人の人権との矛盾・衝突が生じることはないため、公共の福祉に基づく制約を受けません。

### ② 外部的行為を伴う場合

#### (1) 宗教的行為の自由に対する制約

宗教的行為は、通常、外部的行為を伴うものですから、他人の人権との矛盾・衝突が生じる可能性があり、その場合は、公共の福祉に基づく制約を受けます。



## 判例

### 加持祈禱における有形力の行使

宗教的行為としての加持祈禱であっても、他人の生命、身体等に危害を及ぼす違法な有形力の行使に当たるものについては、それにより被害者を死に至らしめたものである以上、憲法20条1項における信教の自由に係る保障の限界を逸脱したものと見える(最判昭38. 5. 15)。

### このコマに注目!



甲の宗教的行為は、身体に危害を及ぼす違法な有形力の行使であり、Dに入院を要する大やけどを負わせている。

#### POINT

甲の行為は、正当な宗教的行為に当たらず、信教の自由の保障を逸脱している。

## 限 界

### (2) 宗教的結社の自由に対する制約

宗教的結社の自由も、宗教的行為の自由と同様に外部的行為を伴うものですから、**公共の福祉**に基づく制約を受けます。



## 判例

### オウム真理教解散命令事件

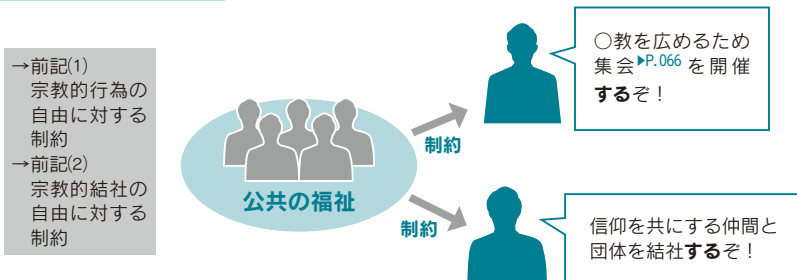
判例は「宗教法人法81条の解散命令制度は、専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面を容れようとする意図によるものではなく、本件宗教法人の代表役員及び多数の幹部は、大量殺人を目的としてサリンを大量に生成するという宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたことが明らかであり、他方、解散命令によって当該宗教法人や信者らの宗教上の行為に生ずる支障は間接的で事実上のものととどまるので、本件解散命令は、必要でやむを得ない法的規制であるといえる」旨を示している(最決平 8. 1. 30)。

## 信教の自由の限界と公共の福祉による制約

### 内心にとどまる場合



### 外部的行為を伴う場合





## 政教分離の原則

関連条文

いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない(憲法20条1項後段)。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない(憲法20条3項)。

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない(憲法89条)。

### 意義

国家と宗教との分離をいいます。国家と宗教の関わり合いを一切禁止するわけではなく、限度を超えたものが禁止されます。

国家の宗教的中立性を確保するため、国家と宗教との分離を制度として保障(制度的保障)することにより、間接的に信教の自由を保障しようとするものです。

### 政教分離の内容

|  |  |
|--|--|
| ① 特権付与 <sup>*</sup> の禁止<br>(憲法20条1項後段) | 「特権」とは、特定の宗教団体に補助金を支給したり、免税措置をとったりするなどのあらゆる利益・優遇をいう。 |
| ② 宗教団体による政治上の権力行使の禁止<br>(憲法20条1項後段)    | 「政治上の権力」には、行政権のみならず立法権や司法権も含む。                       |
| ③ 宗教的活動の禁止<br>(憲法20条3項)                | 「宗教的活動」に当たるかどうかは、目的効果基準により判断されます。                    |
| ④ 宗教上の組織・団体への公金支出等の禁止<br>(憲法89条)       | 政教分離を財政面から担保したものである。                                 |

※ 文化財保護のために宗教団体に補助金を支給したり、私学助成の一環として宗教系私立学校に補助金を支給したりするなど、宗教的側面に着眼していないときは特権の付与に当たらない。

### 目的効果基準 (政教分離の 限界)

政教分離の原則は、次の目的効果基準により、相当な限度を超えるものが禁止されるものである(最判昭52.7.13)。

- 国家の行為の目的が宗教的意義を持つかどうか。
- その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為であるか否か。

基本的人権総論

包括的人権

憲法  
精神的自由権

人身の自由

経済的自由権

公務員法

警察法

行政法

職職法

行政救済法



# 信教の自由

## 問

A 巡査部長が交番で勤務中、B男から「C 宗教団体に加入している母Dが、先日、同団体の幹部甲から鬱病を治すための祈禱と称して熱湯をかけられ、大やけどを負い、現在病院に入院している」との相談があった。A 巡査部長がC 宗教団体に話を聞くと、「宗教的行為であるため罪には当たらない」と主張している。

本事例における甲の行為は、信教の自由の保障を逸脱したもものとして、甲を傷害罪で逮捕・処罰しても信教の自由を保障している憲法20条に違反しないかについて述べなさい。

## 答案例

### 1 結論

甲を傷害罪で逮捕・処罰しても、憲法20条に違反しない。

### 2 信教の自由の意義及び法的根拠

自己の信じる宗教を信仰し実践すること等について国家権力に干渉されないことをいい、憲法20条1項前段及び2項により保障されている。

### 3 信教の自由の内容

信仰の自由、宗教的行為の自由、宗教的結社の自由の3つに分類することができる。

#### (1) 信仰の自由

特定の宗教を信仰し、又は信仰しないこと等について個人が任意に決定できる自由をいう。信仰の自由には、宗教を信仰する自由、信仰しない自由及び信仰する宗教を選択する自由が含まれる。また、信仰を有する者に対してその信仰の告白を強制したり、信仰を有しない者に対して信仰を強制したりすることはできない。

#### (2) 宗教的行為の自由

信仰に基づいて、礼拝、祈禱、布教を始め、宗教上の祝典、儀式、行事等を任意に行う自由をいう。宗教的行為の自由には、宗教的行為をする自由、宗教的行為をしない自由、宗教的行為への参加を強制されない自由が含まれる。

## (3) 宗教的結社の自由

特定の信仰を有する者が宗教上の目的を達成するため団体を結成する自由をいう。宗教的結社の自由には、結社する自由及び結社しない自由、加入する自由及び加入しない自由、脱退する自由及び脱退しない自由が含まれる。

## 4 信教の自由の限界

## (1) 内心にとどまる場合

内心における信仰の自由は、絶対的な保障を受ける。したがって、反社会的な教義を信じていたとしても、内心にとどまる限りは、公共の福祉に基づく制約を受けることはない。

## (2) 外部的行為を伴う場合

宗教的行為の自由は、それが内心の信仰に基づくものであっても外部的行為を伴う以上、「公共の福祉」に基づく制約に服する場合がある。一種の宗教的行為としてなされたものであったとしても、他人の生命、身体等に危害を及ぼす違法な有形力の行使に当たる行為によって他人に傷害を負わせた場合には、信教の自由の保障の限界を逸脱したものといえる。

## 5 設問に対する検討

甲が加持祈禱としてDに熱湯をかける行為は、医学上、鬱病の治療として承認されていない行為であり、一種の宗教的行為と称しても、違法な有形力の行使に当たるものである。また、Dは入院を要する大やけどを負っているのであるから、信教の自由の保障の限界を逸脱したものといえる。したがって、甲を傷害罪で逮捕・処罰しても信教の自由を保障している憲法20条に違反しない。